平成２９年（フ）第１７号
福岡県福津市津屋崎３丁目29番31―101号、破産申立時の住所長崎県雲仙市国見町多比良丁2121番地２
破産者　前田　一弘
１　決定年月日　平成30年１月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２９年（フ）第３７４号
熊本市北区龍田陳内３丁目21番16号
破産者　仙波　友彦
１　決定年月日　平成30年１月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２９年（フ）第１５７号
北九州市戸畑区沢見１丁目４番１号
破産者　鶴　　敏行
１　決定年月日　平成30年１月23日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第１６６１号
札幌市中央区南24条西９丁目２番１号　グローリ貴201号
破産者　吉野　高之
１　決定年月日　平成30年１月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第４７号
新潟県三条市塚野目６丁目３番31号
破産者　桑原　　章
１　決定年月日　平成30年１月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所三条支部

平成２７年（フ）第１７５号
富山市黒瀬北町２丁目９番地８　ハートフルクレア302号、開始決定時の住所富山市呉羽町6757番地１　シティハイム央201号
破産者　追野由美子（旧姓岡村）
１　決定年月日　平成30年１月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２９号
石川県野々市市本町１丁目１番３号　アルバシノタケ103号、開始決定時の住所富山県南砺市福光（西町）860―３
破産者　大橋　一德
１　決定年月日　平成30年１月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２８年（フ）第１７６号
静岡県富士宮市万野原新田3973番地の６、開始決定時の住所静岡県富士宮市万野原新田3152番地の１
破産者　青島　洋次
１　決定年月日　平成30年１月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２９年（フ）第１３５号
静岡県富士市蓼原1076番地の14　ファインアベニュー富士蓼原101号
破産者　望月　千鶴
１　決定年月日　平成30年１月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２８年（フ）第１０８４号
名古屋市守山区大字上志段味字竹の腰371番地の３　クレストールメゾン201号
破産者　加藤光雄こと　ＣＨＵＮＧ　ＧＷＡＮ　ＧＵＮＧ　鄭　　光雄
１　決定年月日　平成30年１月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１４６７号
名古屋市名東区牧の里３丁目102番地　ビューラー牧の里106号、住民票上の住所名古屋市中川区打中２丁目162番地
破産者　伊藤　真吾
１　決定年月日　平成30年１月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１４６８号
名古屋市名東区牧の里３丁目102番地　ビューラー牧の里106号、住民票上の住所名古屋市中川区打中２丁目162番地
破産者　伊藤つま子
１　決定年月日　平成30年１月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第３１号
京都府綾部市田野町田野山２番地の163　ウォーターヒルズ松寿408号
破産者　藤戸　文子
１　決定年月日　平成30年１月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２８年（フ）第８６７号
大阪府吹田市江の木町１番15―705号
破産者　中村　秀美
１　決定年月日　平成30年１月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１０８５号
大阪府茨木市郡３丁目３番19号メゾンベル春日201号、開始決定時大阪府茨木市穂積台３番21号
破産者　増山　光雄
１　決定年月日　平成30年１月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第６２３号
大阪市住之江区御崎１丁目５―18―301、開始決定時大阪市住之江区御崎７丁目13番８号
破産者　西尾　博行
１　決定年月日　平成30年１月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部